〈後見制度支援預金〉 商品概要説明書

1. 商品名		後見制度支援預金（普通預金・決済用普通預金）
2. 販売対象		個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
3. 期間		期間の定めはありません。
4. 預入	預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
	預入金額	１円以上
	預入単位	１円単位
5. 払戻方法		当金庫の口座開設店でのみ払戻できます。 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出　　金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば３ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息	適用利率	変動金利（１年もの定期預金金利を適用）但し、決済用普通預金型については無利息。
	利払方法	毎年２月と８月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	計算方法	毎日の最終残高１,０００円以上について、付利単位を１００円として１年を３６５日とする日割計算を行います。
7. 税金		利息には２０％(国税１５％、地方税５％)の税金がかかります。 （なお、マル優の利用はできません） ※平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税15．３15%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料		管理手数料はかかりません。 為替手数料については同一店内での振込手数料は無料。但し、他行への振込の場合は当金庫所定の手数料を頂きます。
9. 付加できる特約事項		指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い		――――――――――
11. 金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置		本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町１－４０（〒１０１－００５１） フリーダイヤル　０１２０－５３－０７７５　受付時間：当金庫営業日の９時～１７時 FAX　０３－６７３９－７７７１
紛争解決措置		東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所（9時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項		・本商品は、成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、ＩＢ契約、ＷＥＢ－ＦＢ契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるＡＴＭでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（生活口座への振替となります）。
14. 預金保険について		預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。詳しくは、店頭表示ポスターをご覧ください。

未来へ、今日も明日も。
興産信用金庫
KOSAN